

渋谷区健康増進計画（素案）に関するパブリックコメント実施結果

- 1 実施期間 平成30年12月15日から平成30年12月28日まで
- 2 意見総数 6件
- 3 提出方法及び提出者数

提出方法	提出者数
郵 送	3
持 参	0
ファクス	1
電子メール	2
計	6

- 4 提出された意見の要旨とそれに対する区の考え方

番号	意見要旨	区の考え方
1	ヨガによる健康法の紹介	健康増進計画は、個別具体の健康づくりの方法について策定するものではありませんので、今回いただいたご意見は、計画策定後に具体的な施策を展開していく上で参考とさせていただきます。
2	たばこ対策について 嗜好品であるたばこをゆっくりと一服できる場所を提供するの も行政の務めであり、たばこ税の一部を利用して喫煙場所を作 るなどの方向があると思う。	健康増進計画では、喫煙・受動喫煙を「健康に悪影響を与えることが科学的に明らか」と捉えています。従いまして、喫煙習慣のある人に対しては、禁煙指導や喫煙による健康リスクについての普及啓発を図るとともに、受動喫煙防止の啓発・指導により、喫煙者・非喫煙者ともたばこによる健康への影響を受けることがなくなるような方向性と施策を掲げています。 屋外の喫煙場所設置については、担当部署へお伝えいたしました。
3	肺がん対策について 喫煙者が年々減少しているにも関わらず、肺がん患者数は増加している。喫煙だけでなく大気汚染物質、ディーゼル排ガス、アスベストなどの有害化学物質など様々な要因に対して、国・都と連携して手を打つべきではないか。	がんは様々な要因によって発症していると考えられています。健康増進計画では、国立がん研究センターによる「科学的根拠に基づくがん予防」などに基づいて、生活習慣の改善・向上によるがん対策を掲げています。 なお、ご意見にあります化学物質についても発生要因の一つと言われています。渋谷区では、2018年4月に「渋谷区環境基本計画2018」を策定しており、この中には大気汚染物質対策も含めた生活環境の保全に関する取組を定めています。
4	たばこ対策について 国や都による受動喫煙防止強化対策に加えて、区において一律的過度な規制が制定されると、屋内・屋外の両方で喫煙者が締め付けられ、区民・来訪者・民間事業者に大きな混乱を招く。規制強化について区民や関係者の意見を聞き、慎重に検討して欲しい。屋外喫煙所について、補助金を活用し、駅周辺など人が集散する場所を中心に適切な分煙環境整備を進めて欲しい。	渋谷区ではこれまで、喫煙者に対して一律的に罰則を科すのではなく、喫煙者一人ひとりのモラルやマナー向上を図ることを目指し、啓発活動をはじめとする健康に配慮した取組みを行ってきました。今後も、区民や区内在勤・在学者、来街者の健康を守るため、非喫煙者の立場に立った受動喫煙対策を進めていきます。 屋外の喫煙場所設置については、担当部署へお伝えいたしました。
5	たばこ対策について 自分自身はたばこを吸わないが、喫煙者を排除する発想ではなく、共存・認めあう街であって欲しい。そのためには、たばこ税も活用し、目立たぬ場所にもっと多くの喫煙スペースを確保し、そこへの分かりやすい案内を掲出するなどすべきではないか。また飲食店を経営する友人が今回の規制に戸惑っている。一方的な条例の決定・発信ではなく、もっと相談・周知が必要ではないか。また個人経営者への援助も検討する必要がある。	飲食店のご友人が戸惑われている件については、東京都が制定した受動喫煙防止条例のことと思われます。今回制定された都の条例では、従業員のいない飲食店を除き、原則屋内禁煙となります。 この条例の内容は段階的に施行され、2020年4月1日から全面施行される予定です。都や区では、この条例について周知・啓発に努めるとともに、東京都が設置している相談窓口や中小飲食店が喫煙専用室を整備するための補助事業（整備中）の紹介を行います。
6	たばこ対策について たばこは嗜好品であり、生活者の選択で嗜むものであり、行政や権力が入り込むのはおかしい。渋谷駅前の喫煙所は人があふれてボイ捨ても見受けられる。屋外の喫煙所が不足しているのではないか。一方的な強制、排除は渋谷に似合わないと思う。	健康増進計画では、喫煙・受動喫煙を「健康に悪影響を与えることが科学的に明らか」と捉えています。従いまして、喫煙習慣のある人に対しては、禁煙指導や喫煙による健康リスクについての普及啓発を図るとともに、受動喫煙防止の啓発・指導により、喫煙者・非喫煙者ともたばこによる健康への影響を受けることがなくなるような方向性と施策を掲げています。 屋外の喫煙場所設置については、担当部署へお伝えいたしました。